



神戸検審第 395 号

平成 17 年 12 月 22 日

審査申立人 有馬 正春 他 16 名

申立代理人 弁護士 佐藤 健宗 殿

神戸 検 察 審 査 会

議決結果について (通知)

平成 17 年 7 月 21 日に審査申立てがありました業務上過失致死傷被疑事件について、当檢察審査会は平成 17 年 12 月 14 日下記のとおり議決しましたので檢察審査会法第 40 条により通知します。

記

事件番号 平成 17 年 (申立) 第 32 号

被疑者氏名 永田 裕, 柳 和暁

不起訴処分をした検

察官の官職及び氏名 神戸地方検察庁

検 察 官 検 事 大 仲 士 和

議決の趣旨 被疑者両名について、本件不起訴処分は不当であり、

起訴を相当とする。

議決理由の要旨

本件申立書及び申立人提出資料並びに不起訴記録を精査し、慎重に審査した結果、当檢察審査会は次のとおり議決する。

1 平成 13 年 7 月 21 日兵庫県明石市大蔵海岸通 1 丁目所在の大蔵海岸公園において開催された本件夏まつりは約 15 万人という多数の参集者が予想され、会場及び会場周辺の地理的条件、時間的条件等を勘案すれば、雑踏事故が発生する危険性を予測し、また予測し得たのであるから、被疑者両名は、

明石警察署長及び副署長であり、雑踏事故防止の警備計画立案及び警備実施全般を指揮統括する最高責任者及びこれを補佐する者として、事前に情報収集を行い、主催者側らと十分な事前協議を行い、十分な事前協議に基づいて具体的な警備計画を策定し、その具体的な警備計画を関係者に周知徹底させ、もって、雑踏事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったのに、いずれも、これを怠り、歩道橋における危険に対する認識が十分でなかったことなどから雑踏事故が発生することはないものと軽信したまま、それぞれ漫然放置した過失により、歩道橋において、過密な人の滞留あるいは人の積み合いによる強度の群衆圧力を生じさせ、多数の人を折り重なって転倒させるなどし、183名に頸椎捻挫等の傷害を負わせ、11名を全身圧迫等により死亡させるに至らせたものである。

関係資料等によると、本件警備計画を策定するにあたり、事前の情報収集や過去の事例の分析もなく、関係者による事前協議においても、群衆の誘導やその広報の方法、混雑してきた時の規制の方法等雑踏事故防止についての具体的な協議も不十分であり、主催者側に対する適切な指導及び指示も不十分であったことがうかがわれる。そのような不十分な協議等に基づき策定された、具体性のない、部隊の配置図や導線図も添付されていない極めて不十分な警備計画者に基づいて本件夏まつりの警備が実施されたことがうかがわれ、しかも、その不十分な警備計画さえ部隊員に周知徹底されていないかつたことが明らかであり、被疑者らが最高責任者及びこれを補佐する者としての注意義務を尽くしたとは言いがたいものである。

2 事故当日についても、被疑者らは、配下警察官または応援部隊である機動隊に対しての指揮権をもっており、署警備本部において、冷静かつ大局的に判断をなし得る立場にあり、かつ、テレビモニターや無線など判断をなし得るだけの資機材もそろっていたのであるから、その資機材を適切に活用して現場状況を把握し、部下に指示を出すことも可能であったにもかかわらず、

被疑者らは、現場指揮官に全てを任せ、現場から、特に雑踏事故が発生する危険があるとの報告がない以上積極的に報告を求めなかったり、歩道橋の階段の下は人がゆっくり流れているとして、歩道橋において雑踏事故が発生することはないものと軽信したまま、雑踏事故を未然に防止するために、積極的に、適切で有効な対応を何一つしなかったことがうかがえ、その業務上の注意義務を尽くしたとは言えないものであり、被疑者両名には、その最高責任者及びこれを補佐する者として過失あると考える。

3 最後に、他の関係者は、それぞれの立場での責任を追及されているにもかかわらず、最高責任者及びこれを補佐する者として、最も重要な立場にあった被疑者だけが責任を追及されないというのは、市民感情として納得できない。

本件雑踏事故の根本原因を究明し、二度とこのような悲惨な事故を起こさないためにも、公開の場である裁判において被疑者らの過失の有無を明らかにし、その責任の所在を明確にすべきであると考え、前記趣旨のとおり議決する。

\*本通知書は、申立人には送付していませんので、よろしくお取り計らいください。